

理由

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税関長が輸出又は輸入の申告があつた場合において提出を求めることができる書類を定めるとともに、特惠関税の適用除外となる国及び物品の指定を行うほか、関稅割当制度の適用物品に係る関稅割当數量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。